

特別活動(小学校)

特別活動の移行措置への対応はどうか。

1 移行措置の基本的な考え方

小学校特別活動においては、移行措置において「新小学校学習指導要領の規定によるもの」としており、平成21年度から先行して実施することになる。このことにより、各学校においては、本年度中に新学習指導要領に即した特別活動の指導計画を作成して、平成21年度から確実な実施に努める必要がある。

2 移行期の特別活動実施の視点

- (1) 特別活動の役割やその他の重要性を認識するとともに、学習指導要領改訂の趣旨や改善の方針について、全教職員が共通理解すること。
- (2) 新学習指導要領に即して、具体的に指導計画を改善すること。
- (3) 特別活動は、一部の熱心な教師の取組だけでは成果が上がらないことを十分に認識して、全教職員による共通理解の下での組織的な指導が行われること。

※ 中央教育審議会答申「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善について」（平成20年1月17日）の特別活動の内容や「小学校学習指導要領解説特別活動編」を十分に理解するとともに、全教師で話し合う機会を設けるなどして共通の認識を持って指導に当たることが大切である。

3 指導計画改善の視点

特別活動については、望ましい集団活動を通して豊かな人間性や社会性を育成する実践活動であるという基本的な性格や、学級活動、児童会活動、クラブ活動、学校行事の4つの内容によって構成されることはこれまでどおりとした上で、答申を踏まえ、目標や内容を見直し、全体計画や年間指導計画の作成を明示するなど、いくつかの大きな改善を行っている。

したがって、各学校においては、特別活動の全体計画及び学級活動等それぞれの年間指導計画について、次のような改善の視点をもって見直し、改善を図ることが必要である。

- (1) 道徳をはじめとして、特に総合的な学習の時間など他教科等との関連やそれぞれの役割をどう考えるか。
- (2) 特別活動全体で、児童に自主的、実践的な活動を助長するためにどうするか。
- (3) 教師の適切な指導の下に、児童の自発的、自治的な活動が効果的に展開されるように、よりよい生活を築く集団として意見をまとめるなどの話し合い活動や自分たちで決まりをつくって守る活動、人間関係を形成する力を養う活動などをどのように重視するか。また、学級活動や児童会活動、クラブ活動の相互の関連をどのように図るか。
- (4) 学級活動の指導計画を、学級集団の育成上の課題や発達の課題に即したものにするためにどのようにするか。特に、新学習指導要領に新たに低・中・高学年に分けて示された内容及び道徳教育の重点などを踏まえ、生徒指導との関連を図った、学校としての学習指導の年間指導計画をどのように作成するか。また、これを基にして、学級や学校の生活づくりという視点から、学級経営との関連を図った学級としての年間指導計画をどのように作成するか。
- (5) 学校行事において、異年齢集団による交流や幼児、高齢者、障害のある人々などとの触れ合い、自然体験や社会体験などの体験活動をどのように充実させるか。

4 具体的な指導方法や指導内容改善の視点

(1) 社会に参画する態度や自治的能力を育てるための指導について

「社会に参画する態度や自治的能力の育成」については、現行の学習指導要領の特別活動の目標においても「集団の一員として、よりよい生活を築こうとする自主的、実践的な態度を育てる」と示しており、特別活動の固有の役割として大切にしてきた。

- 各学校において、新学習指導要領で新たに規定された学級活動、児童会活動、クラブ活動の目標に、「集団の一員として」や「学級や学校の生活づくりに参画」、「クラブづくりに参画」などを示していることを踏まえ、それぞれの活動内容や集団の特質に即して社会に参画する態度や自治的能力を育成する必要がある。
- 学級活動の内容については、社会に参観する態度や自治的能力に関連して、
 - 低学年は、「仲よく助け合い学級生活を楽しくする」
 - 中学年は、「協力し合って楽しい学級生活をつくる」
 - 高学年は、「信頼し支え合って楽しく豊かな学級や学校生活をつくる」と分けて示していることに配慮し、話し合い活動、係の活動、集会の活動などの活動の形態ごとに、発達の段階に即して指導が積み上がるように指導のねらいや指導方法などを明確にしておくことが大切である。
- 上記の2点を踏まえて、児童会活動やクラブ活動のねらいを明らかにするとともに、関連を図って指導するなどして、全体として児童の自発的、自治的な活動が効果的に進められるようにすることが大切である。

(2) よりよい人間関係を築く態度を育てるための指導について

新学習指導要領における特別活動の目標には、「**よりよい生活や人間関係を築こうとする自主的、実践的な態度を育てる**」と「**人間関係**」を新たに加えた。

また、この目標を踏まえて、「**学級活動、児童会活動、クラブ活動、学校行事のすべての目標に「望ましい人間関係を形成し」を共通に示してある。**」

各学校は、このことを踏まえ、それぞれの内容や集団の特質に即して、個々の児童に望ましい人間関係を築く態度を育てることができるようになる必要がある。

- 学級活動の内容については、望ましい人間関係に関連して
 - 低学年は、「仲よく助け合う」
 - 中学年は、「協力し合う」
 - 高学年は、「信頼し支え合う」と分けて示していることに配慮し、発達の段階に即して指導のねらいを明確にし、指導が積み上がるようにすることが大切である。
- 人間関係の育成については、新学習指導要領の第3「指導計画の作成と内容の取り扱い」の2の(1)においても、次のように示されている。

- (1) **「学級活動」、**「児童会活動」**及び**「クラブ活動」**の指導については、指導内容の特質に応じて、教師の適切な指導の下に、指導の自発的、自治的な活動が効果的に展開されるようにするとともに、内容相互の関連を図るよう工夫すること。また、よりよい生活を築くために集団としての意見をまとめるなどの話し合い活動や自分たちできまりをつくって守る活動、**人間関係を形成する力を養うなどを充実するよう工夫すること。****

特別活動における人間関係の指導は、児童が共通の目標を設定して自発的、自治的に取り組む多様な集団活動を通して行うことが基本となる。

- 上述したことを踏まえた上で、例えば、学級活動の(2)「日常の生活や学習への適応及び健康安全」のウ「望ましい人間関係の形成」の指導として、人間関係を学ぶための各種の手法などを効果的に取り上げるなどの工夫をすることが考えられる。
- 異年齢集団活動などの多様な集団活動、児童、高齢者、障害のある人々などとの触れ合いなどの活動を積極的に設定する必要がある。特に、異年齢集団活動については、児童会活動、クラブ活動、学校行事における異年齢の集団の活動を中心として、これらと関連を図って各種の「子どもたちが世話をしたり、世話をされたりするような異年齢による交流を目的とした活動」を工夫することも考えられる。

- (3) 自己の生き方についての考えを深め、自己を生かす能力を養うための指導について 小学校特別活動の目標の最も大きな改善点は、「自己の生き方についての考えを深め、自己を生かす能力を養う」が加わったことであることを踏まえる必要がある。先行実施に当たっては、この意味をしっかりと理解しておくことが大切である。

- 望ましい集団活動を通して、自主的、実践的な態度を育てることを中心としながらも、集団の一員として、目標を持つこと、将来に夢や希望をもって現在の生活を改善しようとする、協調性や責任感、規範意識や人権を尊重する態度にかかわる自己の生き方についての考えを深め、望ましい認識をもつことができるようにするとともに、これからのことにかかわる自己のよさや可能性を集団の中で生かしてよりよい生活を築くことなどができる能力をしっかりと育成することを求めたものである。

道徳実践の充実を図る上で特に大切なことである。

- 児童が目標をもって特別活動の各活動に取り組めるようにすることが大切である。
- 活動後に自分自身の取組みを振り返ったり、考えたりできるようにすることが大切である。
- 体験活動を充実するとともに、体験活動を通して気付いたことを振り返り、まとめたり、発表し合ったりする活動を充実することが求められる。